

第21回子ども虐待防止シンポジウム

「改正児童福祉法第28条：日本におけるリーガル・リーシャルワークの夜明け ～裁判所命令につながるか？ 米国の裁判所命令から学ぶ～」

2018年11月17日(土)：学術集会〔逐次通訳付き〕

11月18日(日)：パネル・ディスカッション〔同時通訳付き〕



【会場】 横浜シンポジア

(横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル9F)

海外招聘講師

Michele DesBrisay氏：米国オレゴン州マルトノマー郡
地方検事

日本人講師

近藤 有希子氏：厚生労働省 家庭福祉課 虐待防止対策
推進室 室長補佐

久保 健二氏：福岡市子ども総合相談センター(福岡市
児童相談所) 子ども緊急支援課長、
児童相談所 常勤弁護士

二宮 周平氏：立命館大学 法学部 教授

古泉 智浩氏：漫画家、特別養子縁組養親

山田 不二子：認定NPO法人チャイルドファースト
ジャパン 理事長

平成29年の児童福祉法改正で第28条が大きく変わり、本年4月2日に施行されました。これによって、家庭裁判所は、28条申立てがあった場合、審判の前であっても、都道府県等に対し、期限を定めて、保護者に対する指導措置を採るよう勧告することができ、都道府県等は、当該指導措置の結果を家庭裁判所に報告することとなりました。また、家庭裁判所は、28条申立てを却下した場合でも、都道府県等に対し、当該指導措置を採るよう勧告できることとなりました。大きな進歩です。

しかしながら、家庭裁判所が勧告するのは都道府県等(実質的には児童相談所)に対してであり、保護者には当該勧告について通知されるだけです。そのため、この実効性には疑問の声も上がっています。

海外に目を移すと、たとえば、米国では、Juvenile Court(少年裁判所)の裁判官は、虐待・ネグレクトの加害親に対して直接命令を出して、親子再統合のチャンスを与える一方、親が命令に従わなければ、親権制限を進め、子どもにとって必要であれば、親権を終結させて、養子縁組(日本の特別養子縁組に相当)をします。

では、日本のあるべき姿は？ みんなで議論しましょう。

【参加費】 一般 13,000円

会員 11,000円

学生 5,000円

※大学院生・研究生・有職学生は一般扱いとなり、
学生料金ではご参加いただけません。

ホームページからお申込みください。

<http://symposium.childfirst.or.jp/>

お申込みを自己都合でキャンセルされた場合、ご入金いただいた参加費はご返金できませんので、予めご了承ください。



招聘講師紹介：Michele DesBrisay 氏

元オレゴン州任命地方検事のMichele DesBrisay法務博士(ミッシェル・デスブリセイ, J.D.)は、子ども家庭福祉とオレゴン州子ども養護法に精通している。ミッシェルは、1984年に着任したクラカマス郡地方検事事務所で1990年まで、検察官として殺人を含む刑事事件を担当した。その後、1993年～2018年までの25年間、マルトノマー郡地方検事事務所で、任命地方検事として社会的養護事案と親権喪失・養子縁組事案を担当し、オレゴン州福祉局の代理人として、公判前示談や家事審判を通して何百人もの子どもたちの養子縁組(日本における特別養子縁組に相当)を成立させた。

